

《一問一答方式》一般質問答弁書

(担当部課 総務部 行政総務課
教育部 教育指導課
企画政策部 人権男女共同平和国際課
健康医療部 生活衛生課
福祉部 介護保険課)

質問者	通告 11番 原田建議員	関連質問	通告 12番 小池 恵子議員 通告 27番 町田 輝佳議員 通告 14番 栗原 貴司議員
件名	1 日本国憲法を守るべきは誰か		
要旨	(1)憲法から考える社会課題と市政課題		
聞き取り内容	<p>①憲法を守らないといけないのは誰ですか。</p> <p>②国民の義務とはなにか。</p> <p>③義務教育を受けるのは子どもの義務か。</p> <p>④中学校の社会科公民的分野について、平成27年の教科書と現在使用している教科書とで、例えば国民主権についての書きぶりが変わっているように感じる。学校ではその教科書を使い、どのようなことを意識して学習を進めているのか。</p> <p>⑤2024年度の市内小中学校の不登校、いじめ、およびいじめ重大事態の状況について教えてほしい。</p> <p>⑥令和7年度6月議会において、フリースクー</p>		

ル等に通う子どもへの支援についての陳情が了承されている。経済的支援の制度設計は進んでいるのか伺いたい。

⑦いじめ重大事態を調査する藤沢市いじめ問題調査委員会は教育委員会の附属機関であるが、果たして中立適正な調査が十分に行われていると言えるのか。

⑧寝屋川市の監察課について、効果的だと考えており、藤沢市でも、いじめ問題へのアプローチを再構築すべきと思うが、市の考えは。

⑨非核三原則に関し、国で見直しの動きがあるが、広島・長崎両市長を招いて平和式典を主催した市としては、どのように考えているか。

⑩宗教団体の認可と日本国憲法の関係は？

(陳情を行った団体のチラシなどは、憲法上の信教の自由について抵触する内容の事案と考えている。そのことに対する意見として憲法に関する内容を展開したいため、冒頭で認可に関する法（宗教法人法）と憲法の関係を答弁してほしい。)

⑪土葬可能な墓地の基準等を聞きたい

⑫過去に土葬墓地を作りたいという相談はあったのか確認したい。

⑬介護分野における外国人労働者の受け入れの現状と課題について伺いたい。

⑭湘南国際アカデミーにおいては外国人介護士育成の研修が行われているが、本市としては外国人介護職員に対してどう支援していくのか伺いたい

⑮不当な差別を受けることのないよう、川崎市では条例を制定しているが、状況を聞きたい。

⑯ヘイトやデマの規制には実効性のある条例の制定が必用であると考えるが、市の見解を聞きたい。

《質問①》

憲法を守らないといけないのは誰ですか？

《回答①》（古澤総務部長）

憲法の尊重と遵守につきましては、日本国憲法第99条に「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」と規定されており、国及び地方自治体のすべての公務員は憲法を擁護する義務があると認識しております。

《質問②》

国民の義務はなにか。

《回答②》（古澤総務部長）

国民の義務につきましては、日本国憲法において、納税の義務、勤労の義務、教育を受けさせる義務が定められています。

《質問③》

義務教育を受けるのは子どもの義務か？

《回答③》（古澤総務部長）

日本国憲法第26条第2項において、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。」とされており、子どもが教

育を受ける義務があるのではなく、保護者等に、子どもに教育を受けさせる義務があるものと認識しております。

《質問④》

中学校の社会科公民的分野について、平成27年の教科書と現在使用している教科書とで、例えば国民主権についての書きぶりが変わっているように感じる。学校ではその教科書を使い、どのようなことを意識して学習を進めているのか。

《回答④》（川口教育部長）

公立学校の教科書につきましては、学習指導要領の目標が達成されるようにつくられているもので、現行の学習指導要領においては、「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」という点を重視し、各出版社が編成し国の検定を受けております。

ご質問の中学校社会科公民的分野の資質能力の育成には、生徒が主権者として主体的に社会に関わろうとする態度や、多面的・多角的に考え、公正に判断し、それをもとに議論する力を育てるといった旨が明示されております。

本市立学校では、教科書を用いながら、身近な社会問題を題材に、グループで意見交換や発表する授業を行っており、生徒は自分の意見を論理的に説明し、多様な価値観を尊重しながら考えを深めています。こうした授業

を通じて、単なる知識の習得にとどまらず、社会の事象や問題を実生活の視点で捉え、主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の育成に取組んでいるところでございます。

《質問⑤》

2024年度の市内小中学校の不登校、いじめ、およびいじめ重大事態の状況について教えてほしい。

《回答⑤》（川口教育部長）

2024年度の本市における不登校児童生徒数につきましては、小学校では441人、中学校では724人、合計1,165人でございます。また、いじめの認知件数につきましては、小学校では1,662件、中学校では300件、合計1,962件となっております。

2024年度末で調査中のいじめ重大事態につきましては6件で、そのうち2024年度に調査を開始した事案は3件でございます。

《質問⑥》

令和7年度6月議会において、不登校児童生徒の支援の2つの陳情が了承されているが、対応状況を伺う。

《回答⑥》（川口教育部長）

はじめに、フリースクール等に通う児童生徒の保護者に対する経済的支援の制度設計につきましては、府内関係部局間で横断的な議論をはじめたところでございます。

次に、藤沢市内の小・中学校内への居場所の設置については、教室に入りづらい児童生徒が、落ち着いた空間で学習・生活ができるように、校内教育支援センター機能の充実を図るための取組を進めているところでございますが、今年度は、折からの県費負担の人員配置の減などにより、その対応に苦慮しているところでございます。

《質問⑦》

いじめ重大事態を調査する藤沢市いじめ問題調査委員会は教育委員会の附属機関であるが、中立性の確保についてはどうのように対応しているのか。

《回答⑦》（川口教育部長）

本市では、いじめ防止対策推進法第28条第1項のいじめ重大事態が発生した際の教育委員会が主体で行う調査では、全ての委員につきまして、市教育委員会または藤沢市立学校の教職員ではない第三者で構成される第三者委員会方式を採用しており、教育委員会の附属機関である藤沢市いじめ問題調査委員会がこれにあたります。同調査委員会の委員の人選については、文部科学省が示す「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則り、公平性・中立性の担保のため、各職能団体等に法律・医療・心理・福祉等の専門家の推薦を依頼し、委嘱しておりますので、同調査委員会については、公平性、中立性が確保され、かつ、専門的知見を活かした適正な

調査体制を構築しているものであると認識しております。

《質問⑧》

寝屋川市の監察課について、効果的だと考えており、藤沢市でも、いじめ問題へのアプローチを再構築すべきと思うが、市の考えは。

《回答⑧》（宮原企画政策部長）

市では、これまでも教育委員会と連携を図りながら、子どもの人権を守るという視点から「藤沢市子どもをいじめから守る条例」のリーフレットや、ピンクシャツデーに合わせたいじめ相談窓口案内カードの配布、横断幕の掲出などに取り組んでまいりました。

寝屋川市の取組は、迅速な対応や短期間での解決、加害者と被害者を明確に分けるなど、対処的な解決手法の1つと捉えております。

一方、人権の視点から考えるいじめ防止対策は、人権は当たり前に私たちの周りにある空気として、こども基本法の理念に基づき、学校と地域社会を相互に連携させながら進める環境づくりと考えております。

いずれにいたしましても、いじめは子どもの人権を侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす絶対に許されない行為であるという認識のもと、教育委員会や地域と連携して、様々な対応を検討してまいりたいと考えております。

《質問⑨》

非核三原則に関し、国で見直しの動きがあるが、広島・長崎両市長を招いて平和式典を主催した市としては、どのように考えているか。

《回答⑨》（宮原企画政策部長）

今般、非核三原則に関し、国が見直しを検討しているという報道もありますが、非核三原則については、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」が日本政府の基本政策であると認識しております。

本市においても、この理念に基づき、昭和57年6月に核兵器廃絶平和都市宣言、平成7年3月には「藤沢市核兵器廃絶平和推進の基本に関する条例」を制定してまいりました。

市では、核兵器廃絶と恒久平和の実現に向け、人権や平和、多文化を本市の政策の基盤であることを市民の皆様に実感していただき、市民社会の輪を広げていきたい思いから、戦後80年・市制施行85周年の記念事業として、^{へいわしうちょうかいぎ}平和首長会議で会長を務める広島市、日本非核宣言自治体協議会で会長を務める長崎市の両市長をお呼びし、藤沢市平和式典を開催したところでございます。

今後も、両市をはじめ、様々な自治体間の連携を深め、核兵器の廃絶と恒久平和の実現に向けて引き続き取り組んでまいります。

《質問⑩》

宗教団体の認可と日本国憲法の関係は？

《回答⑩》（古澤総務部長）

日本国憲法第98条において、「憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」と規定されており、法律は、憲法の定める範囲内で制定されるものとなります。

そのため、宗教法人の設立手続やその認証等を規定する宗教法人法につきましても、憲法の範囲内で定められているものと認識しております。

また、日本国憲法第20条第1項においては、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。」とされており、信教の自由が規定されています。

《質問⑪》

土葬可能な墓地の基準等を聞きたい。

《回答⑪》（阿南保健所長）

土葬墓地を設置する場合の基準となります、藤沢市墓地等の経営の許可等に関する条例に、経営主体、設置場所、構造設備の基準を定めております。

経営主体については地方公共団体、藤沢市内に主たる事務所を有する宗教法人又は市内に主たる事務所を持つ墓地等の経営を目的とした公益法人となります。

設置場所については経営主体が土地を保有し、土葬墓地の境界から人家等が110m以上離れており、飲用水を汚染するおそれのない土地であることとなります。

構造設備基準の主なものについては管理施設、駐車場の設置や墓地の面積に対する緑地面積の割合を定めており、例えば市街化調整区域で3,000m²以上の場合は35%以上の緑地面積が必要となります。

また、手続きとしましては市との事前協議、標識の設置、墓地の境界から110mの範囲における住民や土地の所有者等を対象とした説明会の複数回の開催が必要となります。なお、説明会の対象者から地下水汚染など公衆衛生等に関する意見が出た場合は理解を得るよう努める必要があります。この住民等の協議が終了したのち、許可申請を行うこととなります。

《質問⑫》

過去に土葬墓地を作りたいという相談はお寺等からあったのか確認したい。

《回答⑫》（阿南保健所長）

平成18年に保健所が県から藤沢市に移管されて以降、把握している限り土葬墓地設置に関する相談はございません。

《質問⑬》

介護分野における外国人労働者の受け入れの現状と課

題について伺いたい。

《回答⑬》（古郡福祉部長）

外国人介護職員の受け入れの現状についてでございますが、主に介護保険施設を対象に聞き取った調査によりますと、令和6年度においては計155人の外国人の方々が就労されているとの状況でございます。

また、現状、受け入れに当たっての課題は特に頂いておりませんが、今後事業所への調査の際にご意見や課題の確認を併せて行うことについて、検討してまいります。

《質問⑭》

湘南国際アカデミーにおいては外国人介護士育成の研修が行われているが、本市としては外国人介護職員に対してどう支援していくのか伺いたい。

《回答⑭》（古郡福祉部長）

本市における外国人介護職員に対する支援についてでございますが、現在本市では外国人介護職員の受入に要する経費の一部を助成する制度を実施しております。

育成支援につきましては、実施しておりませんが、事業所からご相談などがあった際は、湘南国際アカデミー等において実施されている外国人向け介護研修を始めとした事業をご案内するなど、適切な支援に努めてまいります。

また、今後におきましては、外国人介護職員の支援につ

ながるような事業について、実施を検討している課題調査や事業所のニーズをもとに、研究してまいります。

《質問⑯》

不当な差別を受けることのないよう、川崎市では条例を制定しているが、状況を聞きたい。

《回答⑯》（宮原企画政策部長）

川崎市では、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進するため、「川崎市差別のない人権尊重まちづくり条例」を令和元年12月に制定しております。

この条例制定の背景といたしましては、川崎市内で多くのヘイトデモが行われていたことから、平成28年に川崎市長が川崎市人権施策推進協議会に対し、「ヘイトスピーチ対策に関すること」について優先的に審議することを求め、同協議会から市に対し、ヘイトスピーチ対策も含めた人権全般に係る条例の制定を提言する報告書の提出があり、条例制定に至ったものでございます。

条例の施行後は、都内でヘイトデモや街宣を繰り返している団体が、川崎市内ではヘイトスピーチを自粛するなどの効果があったと捉えております。

《質問⑯》

ヘイトやデマの規制には実効性のある条例の制定が必

用であると考えるが、市の見解を聞きたい。

《回答⑯》（宮原企画政策部長）

ヘイトスピーチに関しましては、平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が国において施行されております。

本市では、ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針において、市民の役割として、人権指針の理念を共有し、差別をしない・させない、偏見をもたない・もたせないという人権感覚を身につけ、行動することを定めています。

また、市ホームページにおいても、ヘイトスピーチは、多様性が尊重され、不当な差別や偏見のない成熟した共生社会の実現を目指すうえで、許されるものではないことを理解していただけるよう、周知啓発を図っているところでございます。

ご指摘の実効性のある条例の制定につきましては、先行自治体の状況を十分に踏まえながら情報収集を進めるとともに、国や近隣自治体の動向も注視しながら検討してまいります。

また、民族や国籍等の違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会の実現に向け、引き続き人権指針の理念の普及啓発に努めてまいります。